

【国における臨時定員に係る方針】

第 8 回医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会資料より（令和 6 年 11 月 29 日開催）

- **令和 8 年度の医学部定員**については、令和 6 年度の医学部総定員数を上限とし、令和 7 年度の臨時増員の枠組みを暫定的に維持することとする。
- **令和 8 年度の医学部臨時定員**については、以下の対応を行った上で、地域における医師の確保に真に必要な範囲で臨時定員の設置を認めることとする。
 - ・ 国は各都道府県に対して、安定した医師確保のため**積極的に恒久定員内への地域枠や地元出身者枠の設置についての大学との調整を促す。**
- **令和 8 年度医学部臨時定員の配分**については、医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在の是正を図るため、令和 6 年末までに策定することとしている総合的な対策のパッケージに関する具体的な議論や内容を注視しながら、本検討会において、引き続き議論を行っていく。

【国における具体的対応】

- **医師多数県の臨時定員地域枠について、医師少数県への振り替えを実施**
 ※令和 7 年度医学部臨時定員については、医師多数県は前年の定員数の 0.8 掛けとされた。
 （東京都臨時定員人数：令和 6 年度 20 人 → 令和 7 年度 16 人）
- **広域連携プログラムの制度化**

【都の対応等】

- 令和 8 年度以降の臨時定員も、医師多数都道府県においては減少が続く可能性
- 都地域枠を続けていくためには、恒久定員内での実施が必要だが、一方、恒久定員による地域枠の実施とは、大学にとっては恒久定員における一般枠の定員を減らすことともなる。
- このため、都内大学における恒久定員内地域枠の設置について、大学と調整を図り、医療分野の拡大（外科など）等について、早急に検討

【参考】東京都における診療科別医師数の推移（平成18年を1.0とした場合）

東京都の診療科別医師数（平成18年から令和4年）

